

東海地区しんきん経営者協議会情報誌

ALONG

The amenity magazine for Shinkin executive members.

2022
Winter
vol.3



◎特集

ごった煮文化に人が集う大須商店街、愛知県名古屋市
活気ある漁港と風光明媚な景勝地、静岡県沼津市

地域と皆様としんきんを結ぶかけ橋アロング

ALONG (アロング) とは……に沿って、前方へ、ぐんぐん、ずっと(前へ) という意味です。地域の皆様と共に、より前方に向かって歩みたいという願いをこめたものです。

伝統文化
NAGOYA

多彩な文化と元気が渦巻く 大須商店街

愛知県名古屋市中区の中心部、大須。この町の名を世に広めているのは日本一元気な商店街といわれる大須商店街である。市営地下鉄大須観音駅と上前津駅の間にある、九つの通りに軒を連ねるのは約千四百の店舗。縦横に交差する商店街には洋服店、古着屋、雑貨屋、飲食店、カフェ、団子屋…、ありとあらゆるものが待ち構えているのである。アーケードに足を踏み入れたら、そこは強烈な個性が渦巻く雑多なおもしろ世界。前に進む一步に何とも時間がかかる町なのである。



●大須商店街の本町通り。



●多くの人が行き交う大須仁王門通り。



●大須のシンボル、真言宗智山派の別格本山の「大須観音」。



●歴代の「大須大道町人祭り」のポスター。



●町中にある「那古野山古墳公園」。

大須の町の始まりは遠く徳川家康の時代に遡る。家康は関ヶ原の戦いに勝利して名古屋城を築城するが、尾張の中心であった清州から町ごと移転させて城下町を建設し、南端にあたる大須近隣に寺院を集中させ南寺町を作る。さらには万松寺、北野山真福寺宝生院（大須観音）を移し、旧所在地名からこの付近が「大須」と呼ばれるようになった。

質素節約を推し進める八代将軍徳川吉宗の時代のこと。享保十五年（一七三〇）、尾張徳川家の第七藩主になった徳川宗春は行き過ぎた節約はかえって庶民を苦しめることになると、経済活性化のために城下に芝居小屋や遊郭を誘致する。祭礼には多くのからくり山車や獅子舞、大道

幕末から明治、大正、昭和へと時代が移る中も、大須は名古屋一の盛り場、歓楽街として繁栄を続けていた。昭和十年頃には東西南北に商店街が連なり、劇場や映画館も増え、大須は庶民の娯楽の中心となる。しかし、戦時下も含め、幾度もの活況と衰退を繰り返し、昭和四十年代にはシャッター商店街と化してしまうが、大須の底力は強かった。街の再生に向けて大須商店街は動きはじめる。

芸が披露され、ここ大須も大いに賑わったという。参詣者で賑わう大須観音などの門前には商いの店が軒を連ねていき、それはまさに神社や寺院と商店街が共存共栄する「大須商店街」の始まりであった。

大須商店街の始まりは江戸時代。
栄枯盛衰を繰り返しながら続いた街づくり。

シャッター商店街からの再生物語。

大須は城下町であり、多くの寺社が集まる寺町であり、その門前には仏壇屋をはじめとする様々な店が賑やかな門前町を作りあげてきた。その歴史ある商店街にあって、昔からの店は今では数えるほどだが、大正時代の創業といわれる洋食屋「御幸亭」で、元気をなくした街が再び活気を取り戻していく話を伺った。

「人通りがなくなった街を盛り返す一つのきっかけになったのは、映画館の跡地に電気製品などをたくさん扱うアメ横ができたこと。街にまた人が集まりました。そして、若い人たちと一緒に面白いイベントをやるうと色々なアイデアを出し合いました」と、三代目店主が熱く語る。

昭和五十年、「アクション大須・人間の祭り」が開催された。人通りが途絶えた大須に危機感を持った若い商店主たちが、街の再生に向け動き始めるきっかけとなったのである。そして、昭和五十二年には、地下鉄鶴舞線開通「大須観音駅」ができ、ラジオセンター・アメ横がオープンし、わずかな人通りは年配の参拝者くらいであったという街は、様変わりしていく。

大きな伏見通りに面した創業は昭和八年、老舗食堂「互楽亭」の三代

目店主の大須商店街への想いも深い。「もともと参拝客向けの商店街で、お客様も年配の方が多かったんですが、今は若い人向けの店も多いんです。それに、大須という町は普段着でもいいし、着飾ってきてもいいし、どんな格好でも来れる町なんです」と。

大須商店街の特徴は多種多様なところだが、新しい店が次々オープンしていく回転の速さも面白い。地元にも古くから根を下ろした大須人の強い想いと、新たに商売にトライする若い力の結びつきは大きな結果を生み出していた。商店街組合はシャッターを閉めた商店と店を持ちたい者を結びつける仕組みを構築し、積極的に開業支援を行った。大須ならではの小規模店舗が連なる街はどんな活気にあふれ、年配者にも若者にも魅力的な街へと大きく変わっていったのである。新しいもの、古いもの、和のもの、異国のもの、ありとあらゆるものが混在している街。大須はいわばごった煮の街であり、色々な匂いを伴った風が陽気に吹きまわっている。

■取材協力

●御幸亭

●互楽亭



●和食、洋食、中華、スイーツ、カフェ…。大須商店街はグルメの宝庫。



●昭和八年創業の老舗食堂「互楽亭」。



●大正時代創業の洋食屋「御幸亭」。



●楽しいグッズが勢揃い「大須おみやげカンパニー」。

様々な色にあふれた大須商店街を歩く。
大須観音通、万松寺通、仁王門通、東仁王門通、赤門通、大須本通、門前町通、裏門前町通、新天地通…。

大須のシンボル、大須観音にお参りして大須観音通から商店街巡りに参戦である。ごった煮商店街といわれるが、その通り。粋な古着屋を覗き、楽しいグッズが所狭しと並んだ雑貨屋に歓喜し、パン屋の焼きたてのパンの香ばしい匂いに誘われ、カフェで喉をうるおし…、次々とお店に立ち寄る。何とも忙しい。好奇心がくすぐられるお店が延々と続き、目も手も足も口も絶え間なく動き、興奮度は上昇しっぱなしである。

大須再生のきっかけの一つであった大須大道町人祭り。その歴代のポスターが展示されていた。華やかな花魁や大道芸が描かれた祭りのポスターは大須商店街の歴史そのものであり、そこには大須人の誇りが刻まれている。

そして、大須商店街は人に優しい街でもあった。認知症や身体の不自由の方々にやさしい気持ちで接しようという取り組みがある。「大須の商店街はもともとご年配の方も多いです、老若男女小さなお子さんまで色々な方が見えになりますからね。認知症サポーター養成講座を受けたり、温かくお客様を迎える気持ちを大切にしています」と、大須観

音通商店街振興組合の石原理理事長。その石原さんに案内されたのが那古野山古墳公園。

今から三千年ほど前の古墳時代後期、大須は豪族が支配する地域の中心的な存在であったという。

樹齢千年といわれる大きな木が鎮座する那古野山古墳公園。その緑に包まれた小高い丘は古墳でありながら町中のオアシス。ほっと一息つける小さな憩いの空間が心地よい。大須は太古の昔から人々が暮らし歴史を刻んできた街であり、いつの時代も地域の中心的な存在であるのは、今も変わらない。欲しいものをたくさん買いまくり、腹八分目を優に超えた満腹感に浸った後、大須の歴史をしみじみ偲ぶのもまたいいもの。石原さんが子供のころは、ここは狸山と呼ばれていて子供たちの遊び場だったそう。否、今でも大須は狸山だけじゃなくて街全部が最高の遊び場ではないか。両手に持ち切れないほどのゲット品を抱えて楽しい遊び時間はまだまだ終わらない。

■取材協力

●大須観音通商店街振興組合

●愛知信用金庫

地域のとおき情報

沼津散歩

動と静の世界が広がる沼津
活気あふれる港に人、物が行き交い
富士を仰ぎ見、のびやかに広がる美しい海辺で憩い
黒松の林の中をやさしく吹く風に人はもの想う…

富士山の南に位置し、伊豆半島の玄関口となる自然豊かな静岡県沼津市。富士山の絶景と豊富な海の幸に恵まれた港町、沼津は、古来より東海道の陸路と海路をつなぐ交通の要所であった。江戸時代は水野氏五万石の城下町でもあり、東海道の宿場町として賑わい、地域の政治経済や商業、文化の中心地であった。温暖な気候、美しい景勝地である沼津は、皇室の沼津御用邸や別荘などが建つ保養地としても発展してきた。また、多くの文人墨客所縁の地でもあり、千本松原にはこの地にゆかりのある歌人や作家の文学碑が多く建てられている。

新鮮な魚介が水揚げされる沼津港で海の幸に舌鼓を打ち、沼津御用邸公園で宮廷建築の風雅さに触れ、松林に続く文学の道を歩いて郷愁に浸り、海風の冷たさに移ろう季節を感じる自分だけの時間を楽しむ沼津散歩…。



●沼津港大型展望水門「びゅうお」。



●深海の世界をデザインした「びゅうお」の深海スカイ通路。



●アジなど魚の干物は沼津の美味なる特産品。



●不思議体験、深海をモチーフにしたトリックアートで遊ぶ。



●新鮮な素材たっぷりの海鮮丼は港の人気ナンバーワン。



●水揚げを終えた漁船が停泊する沼津港。

新鮮魚介が目白押し、 沼津港の港八十三番地で海の幸を堪能。



●海鮮料理の飲食店や干物店が軒を連ねる「港八十三番地」。

アブラボウズ、深海魚三種味比べ、沼津港まぐろ、アジ、生シラス、生桜エビ…。次々と沼津港でしか味わえない新鮮魚介がお腹に収まったのである。

港八十三番地から港をぐるりと回るように進むと、幾艘もの漁船が仕事を終えて静かに休んでいた。その穏やかな港風景を眺めながら海に向かうと巨大な水門が見える。沼津港航路水門「びゅうお」である。

日本一深い駿河湾は海の幸の宝庫。深海魚を含む多種多様な魚がそろった沼津港は、全国へ海産物を出荷する水揚げ基地である。それにアジなどの干物の製造は全国トップともいわれる。港の東側、狩野川との間に位置する魚市場の隣には海鮮料理の食事処や干物店が並ぶ港八十三番地。朝の競りを終えて市場の中はがらんと静まりかえっていたが、港八十三番地は賑やかな別空間であった。人たちは好みの店を選びながら楽し気に行き交う。海鮮丼の店、寿司店、干物店…。メニューの書かれた看板で品定めをするのだが、どれもこれも食欲をそそられる。沼津は深海魚のメッカ、ということとで深海魚の寿司店で沼津の深い海を味わうことにした。深海赤エビ、深海魚の

「びゅうお」は、沼津港内港・外港を結ぶ航路より侵入する津波から人の命を守るために作られた日本最大級の水門で、水門を挟む二つの棟の連絡通路は大展望台になっている。地上三十メートルの展望台に上がると三百六十度の景色は素晴らしい。沼津港内港と外港を眼下に見下ろし、愛鷹山、富士山、南アルプスを望み、目の前には果てしない駿河湾の海原が広がっている。何と雄大で美しい景色だろう…。それに、二棟をつなぐ連絡通路の床一面には深海の世界が描かれていて、地上を飛び越えて深海魚たちと一緒に空中散歩気分が味わえるのは面白い。しばし空中空間に浸りながら西側に目を向けると、港から海岸線が弧を描くように長く伸びている。海岸線に沿って緑を彩る濃い緑の畝は千本松原だ。さて、空中から地上世界へ戻ろう。

皇族方のご静養の場であった 沼津御用邸公園。

沼津散歩の一步は風雅な記念公園から。沼津港から千本松原とは反対方向になるが、沼津御用邸記念公園へ向かう。園内に入ると緑あふれる美しい園内に趣ある建物が点在し、そこには凛とした空気が流れていた。明治二十六年、当時の皇太子だった大正天皇の静養のために造営されたのが沼津御用邸。その後、歴代の天皇、皇后両陛下や皇族の方々に親しまれた沼津御用邸だが、現在は沼津御用邸記念公園として開かれ、緑豊かな公園として多くの人に親しまれている。園内には西付属邸、東付属邸学問所、翠松亭、沼津市歴史博物館などが松林に囲まれて建ち、刈り込まれた姿の美しい松の木など、手入れが行き届いた広い庭園を散策するのは心地よい。

公開されている貴重な宮廷建築である西付属邸に入ると、そこには格調高い家具や調度品が静かに時を刻んでいた。畳敷きの上に絨毯が敷き詰められた謁見所や御座所、御玉突き所などを巡り、ゆつくりと邸内を歩いていると次第に厳かな気分になっていく。置かれた椅子やテーブル、シャンデリアなどの調度品からは、和洋折衷の当時の生活ぶりが見て取れ、馨しい穏やかな空気に満たされた西付属邸で皇族方のご静養の様子や暮らしに想いを馳せる…。



●厩舎として使われていた建物を改装した喫茶・主馬。



●西付属邸の御玉突き所。



●御用邸前に広がる駿河湾の浜辺。



●居間として用いられていた御座所。



●沼津御用邸記念公園の西付属邸。



●今川・武田と後北条の戦いで伐り払われた松原を、潮風の害で苦しむ住民のために何年もかかって千本の松苗を植えた増上上人の像。



●千本浜公園の松林の中に建つ、ハンセン病に苦しみながらも光を求めて短歌を詠んだ歌人・明石海人の歌碑。

松林の中は 文学の散歩道 千本浜公園。

沼津御用邸公園から、再び港を通り文学の道へ歩を進める。風光明媚な景勝地であり気候温暖な沼津は多くの文人墨客と縁が深い。

多くの文人たちに愛された沼津。歌人・若山牧水も明治十八年に宮崎県で生まれたが、大正九年に沼津に移り住み、晩年をこの沼津で過ごしている。海辺にある別荘地の風情漂う文学の道に建つ若山牧水記念館では、牧水の原稿や書簡などゆかりの品々が展示されている。千本松原を、富士山をこよなく愛した牧水。大正五年、千本松原の一部の伐採計画が起こった時、これに反対して新聞等一文を掲載した牧水は自然保護運動の先駆けであったといわれる。

自然を歌う牧水の優しく心強い世界に心打たれて、しみじみとした想いを抱きながらさらに道を進むと松林が延々と広がる千本浜公園にでる。風そよぐ濃い緑の世界だ。その松林の中の散歩道を行くと明石海人の歌碑にであった。明石海人はハンセン病という重荷を

抱えながら、短歌の創作を続けた歌人である。

明治三十四年、沼津市に生まれ豊かな自然のなかで育ち、二十五歳の教員時代にハンセン病を発病し、妻と二人の子と別れ療養生活へ入る。海人は「長島愛生園」で辛い闘病生活の中、苦悩しながらも光を求めて短歌の創作に向かう。松林の中に三基の歌碑とともに歌集「白描」の序文碑が建っていた。その碑に刻まれた序文には「癪は天刑である。加はる筈の一つ一つに、鳴嘯し慟哭しあるひは呻吟しながら、私は苦患の闇をかき搜つて一縷の光を渴きもとめた。深海に生きる魚族のやうに、自らが燃えなければ何處にも光はない」と、刻まれていた。その碑を前にしてしばらく動けないでいた。

病状が悪化し、光を失った海人。自分を深海魚にたとえ、人間らしく生きる道を探る海人。療友の献身に支えられた壮絶な日々の中、過酷な運命に抗いながらも生きた証を遺した歌人といわれる。昭和十四年、死の瀬戸を際に出版された歌集「白描」はベストセラーになるも、同年三十七歳の生涯を閉じた。死闘の中で短歌を詠み続ける海人の凄まじい魂の叫びに心が



●美しい富士山を仰ぎ見ながら松原に沿って続く千本浜の防波堤。



●文学の道にある若山牧水記念館。



●千本松原に建つ若山牧水の代表的な短歌が刻まれた歌碑。

震える。でも、ふっと木々の間を通り抜けてくる風は優しく心を癒してくれる、そんな温かさを含んでいた。そして、松林には若山牧水の碑や井上靖の文学碑も建っている。ここは文学の散歩道、豊かな自然に包まれた自由自在にもの想う杜の小径であった。

松林から海辺に出ると空気が変わる。波穏やかな駿河湾、千本松原が縁どる浜辺、愛鷹山の向こうにはうつすらと雪化粧した富士山が見える。遮るものが一切ない伸びやかな風景である。これが牧水が愛した風景なのだ、と感慨もひとしおである。淡い灰色の背景の中に浮かび出た富士山の美しいこと。まるで自分も小さな旅姿で登場する北斎の浮世絵の世界に紛れ込んでしまったかのようなのである。

モノトーンの富士山に見守られながら長く続く高い防波堤を少し冷たい海風をうけながら歩く。静かな自分だけの時間がゆつくりと流れる。日常を離れたささやかなひととき。それは豊かで極上の贅沢な散歩時間であった…。

取材協力 沼津信用金庫

しんきん経営者協議会ご加入者さま訪問

カーボン、天然繊維、それぞれの特徴を生かし、優れた ACM 製品を製作。
次々と新しいことにチャレンジする有限会社 Tras。



●トラス代表取締役の新田正直さん(右)と
経営企画の新田奈津美さん(左)。

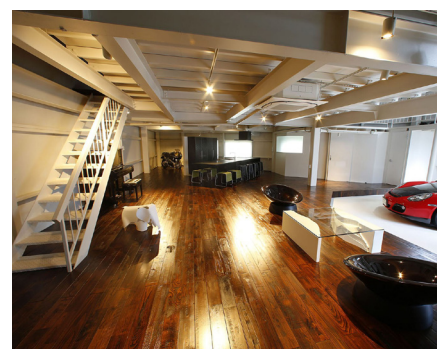
自然の絶景や海の幸に恵まれた静岡県沼津市。この日、美しく雪化粧した富士山に出迎えられる向かったのは、沼津市にある有限会社トラスのショールーム。トラスはカーボンコンポジットなど、航空・自動車などの分野で活用される「先端複合材料(ACM)」を使用した製品の開発・試作分野で30年以上の実績を有する企業で、海外からも注目されています。カーボンファイバーとは石油からつくる炭素繊維のことで、鉄の五分の一、アルミの半分の重さでありながら、ほぼ同じ強度を実現できる次世代製品に欠かせない先端材料。今回はトラスの代表取締役でカーボンコンポジットのスペシャリストである新田正直さんにお話を伺いました。

シヨールームに入ると、まず圧倒的存在感のレクサスを目を奪われ、お話を伺うと、Fシリーズ誕生10周年を記念して造られた特別仕様車とのこと。「これはうちでつくったカーボン素材を特別装備しているんです。限定25台で私も申し込んで購入しました(笑)」新田さんがFRP(繊維強化プラスチック)製造を始めたのは22歳の時。「最初は工業用のカバールなどをつくっていましたが、でもFRPって臭いもきついし作業も3Kどころじゃないんです。そうしたら軽くて強いカーボン素材が1987年くらいから出てきて、臭いもなければベタベタもしない夢のような素材でした。当時ヨットの部品も作らせてもらっていたのですが、その会社がトヨタの仕事を受けるようになって、その時、そこがカーボンの材料について文献を取り寄せて色々試していたんです。私はお金もなかったの、見よう見真似で自分で設備を作って、突き詰めていきました」。その後見事に成功し、自動車メーカーの開発試作業務を多数手がけますが、現在は見本からメーカー子会社も製造できるようにになり、自動車業界の仕事は減ったそうです。そこで新田さんは柔軟に方向転換します。「この技術を一般の家庭や、より目に触れるもので展開できないだろうか」。その時強力な助っ人となったのが新田さんのお嬢さんの奈津美さん。「小さいころから見ていて、無意識に知識があったようなんです。新しい分野への挑戦は楽しいかなと思って、手伝い始めました」。そして、親子での新事業への挑戦がスタート。



●カーボンの美しさを引き出すカタチでデザインされたREIチェア。
左がREIカーボン、右が天然繊維をつかったREIナチュラル。

また、スイスのBomp社がカーボンより環境に優しい麻をつかって、カーボンと同じように使える材料を開発したことをきっかけに、その方面にも力を入れ始めます。カーボンの美しさを引き出すカタチでデザインされたREIチェアも、天然繊維をつかったREIチェアが誕生しました。「私は人に恵まれているんです。年と共に人脈も増え、ステージの高い人に出会えたり、助けてくれる人が現れたり。本当に感謝しています」



●ミーティングも行えるスタイリッシュなショールーム。
2階はゲストルームになっていて素敵な空間。

そして、今後について尋ねると「ウルトという会社がスポンサーについてくれて、タイで行われるアジアクロスカントリーラリーに初参戦します!」というお答えが。なんとアジアで最も過酷なラリーに、トラスが製作した天然繊維コンポジットをボディに装着した車両でドライバーとして参加すること。これは、この持続可能な材料のテストも兼ねているそうです。「このためにライセンスもとりました。ジヤングルも走ったりしますが完走を目指したいですね。いつまでもエネルギーに走り続ける新田さんから沢山のパワーをいただき、とても晴れやかな気持ちになった訪問になりました」。

取材協力

●有限会社トラス

静岡県三島市松本107-1

本社・ショールーム

静岡県沼津市志下74-4

055-977-9602

●沼津信用金庫

大宅映子

『今』を語る



●東京生れ。国際基督教大学卒業後、PR会社勤務を経て、(株)日本インフォメーション・システムズを設立。企業・団体の文化イベントの企画プロデュースを始め、国際問題、政治経済、食文化などの評論「ラム」でも活躍中。

このところ日本の文化に重要な役割を果たした方々の訃報が続いており、たまに私には縁の深い方々であるのに、コロナのせいでお別れもまともに出来ず、胸が痛むばかりだ。

三宅一生さんは八月五日になくなられた。数日後の新聞の一面の記事に、絶句。私と三才しか違わない。彼とは彼がパリから帰ってブランドを立ち上げた一九七十年から五十年のつき合いだ。

イッセイさんのヒット作になったプリーツブリスは、世界中の高級デパートに必ず入っている。何故こんなに受けたのか。まずシワにならない。身体にまとうというコンセプト通り、着て楽。年令も昼夜も問わない。

森英恵さんとはもつと長い。背が高すぎて既製服が合わなかった私は、高校生の時から当時洋裁店ひよしやを新宿に開いていた森さんのお店でつくってもらっていた。だからウェディングドレスもハネムーンのドレスも森さんだった。今思えばぜい沢であったが、私にとっては選択肢がなかったのだ。

森さんは、日本製は安からう悪からうから、パリコレクションに参加するなど、砕氷船のように、道を開いた先駆者だ。九十六才まで現役。素晴らしい。

笹本恒子さんは日本初の女性報道カメラマンで、百才すぎても展覧会など御元気に活動していらした。赤いメガネ、赤ワインが大好きで、いつも笑顔。



私は彼女に七・五・三の写真を撮ってもらった、のが自慢なのだ。昭和二十二年のことだから七十年以上ものつき合いだ。御三方とも独自の想像力とセンスを持ち、その上に努力を重ねて、この世に足跡を残された。特にイッセイさんは、誰にもマネの出来ない力をもっていたらしい。ハサミで切っただけでブラウスとスカートの二つに分けていい布地。畳めばピッタリと着物のように平面になってしまいうドレス、ofc。二度とイッセイさんのようなものも出現しないと思う。

このところ、ものづくりの日本の地位が危うい。スタートこそ先頭を走っているが、気がつくときから抜かれてしまっている。いま日本に必要なのは、ヒトが考えない何かを追いつづける人をサポートすることだと思われる。

編集後記



【表紙】

愛知県名古屋市中区・宮宿 七里の渡し跡。東海道五十三次の41番目の宿場、宮宿は、熱田神宮の門前町であり、港町でもあった。次の宿場、桑名宿までは海路で、その距離は当時の単位で七里。そのためこの地は「七里の渡し」と呼ばれていた。現在は常夜燈や時のやぐら、船着場などが復元され、「宮の渡し公園」として整備されている。

▼有有限会社トラスの新田さんの柔軟に対応する姿勢や、常に挑戦し続け、人との出会いを大切にされている姿を見て感動しました。私自身も、仕事で様々な方と出会わせていただいているので、本当に有難いなど改めて思った取材になりました。(TAE)

▼大須商店街は活気にあふれ、新しい時代の姿を現している商店街なのですが、そこかしこに懐かしい昭和の香りが漂っていました。心にジーンとくる空気でした。グルメも然りで、老舗洋食屋・御幸亭のオムライスには大感激。卵に包まれたハム入りバターライスは初代からの変わらぬ味なのだそうです。美味しくて懐かしくてお腹も心もほっこりとした気持ちに包まれました。(Y・Y)

安心と豊かなセカンドライフのために

経営者年金

東海地区しんきん経営者協議会

〒460-0006 名古屋市中区葵1丁目27-3 染木第2ビル301号 【年金制度のお問い合わせは】TEL 0120-055052

富国生命保険相互会社(事務幹事会社) 日本生命保険相互会社 明治安田生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 住友生命保険相互会社 太陽生命保険株式会社

経営者年金

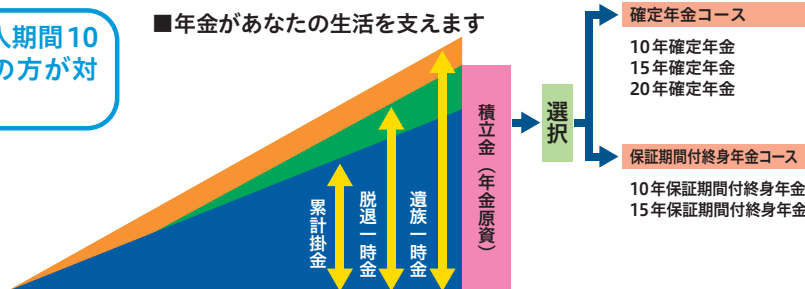
抛成型企業年金保険(個人年金保険料税制適格型)

年金でのお受取りは、加入期間10年以上かつ満60歳以上の方が対象となります。

第1回申込受付日 ●令和5年 1月13日～2月25日まで!(令和5年 6月1日加入日)
第2回申込受付日 ●令和5年 4月1日～5月15日まで!(令和5年 9月1日加入日)
第3回申込受付日 ●令和5年 7月1日～8月15日まで!(令和5年12月1日加入日)
第4回申込受付日 ●令和5年10月1日～11月15日まで!(令和6年 3月1日加入日)

申込期間の初回掛金の振替は、ご加入日の前月28日(休業日のときは翌営業日)となります!

■年金があなたの生活を支えます



確定年金コース

10年確定年金
15年確定年金
20年確定年金

・10年間、15年間または20年間、ご加入者の生死にかかわらず年金を受け取れます。
・年金の受取人が死亡された時は、残余支払期間、遺族の方が年金を受け取れます。(希望により一時金でも受け取れます。)

保証期間付終身年金コース

10年保証期間付終身年金
15年保証期間付終身年金

・10年間または15年間、ご加入者の生死にかかわらず、以後は生存されているかぎり年金を受け取れます。
・年金受給開始後に残余保証期間に対応する年金原資を一時金でお支払いした場合は、ご加入者が保証期間経過後生存のとき、年金のお支払いを再開します。

■給付額試算表(年金額)

加入口数1口10,000円について(単位:円)

加入年数	掛金累計額	積立金額(年金原資)	確定年金			保証期間付終身年金	
			10年(男・女)	15年(男・女)	20年(男・女)	10年(男性)60歳受給開始	15年(男性)60歳受給開始
10年	1,200,000	約 1,230,080	約 10,790	約 7,420	約 5,730	約 5,150	約 5,000
15	1,800,000	1,899,560	16,670	11,450	8,850	7,960	7,730
20	2,400,000	2,608,300	22,880	15,730	12,160	10,930	10,610
25	3,000,000	3,358,820	29,470	20,250	15,660	14,070	13,660
30	3,600,000	4,153,660	36,440	25,050	19,360	17,410	16,890

■給付額試算表(脱退一時金額)

加入口数1口10,000円について(単位:円)

加入年数	掛金累計額	積立金額(脱退一時金額)	加入年数	掛金累計額	積立金額(脱退一時金額)
1年	120,000	約 116,830	6年	720,000	約 721,250
2	240,000	234,990	7	840,000	846,300
3	360,000	354,500	8	960,000	972,780
4	480,000	475,370	9	1,080,000	1,100,700
5	600,000	597,610	10	1,200,000	1,230,080

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来の支払額をお約束するものではありません。

- 10,500円を常に維持していること。
- 加入者全員の掛金が毎月末日までに入金されたものであること。
- 給付額試算表の給付額は、各取扱生命保険会社の予定利率(令和4年10月1日現在)、および引受割合(令和4年10月1日現在)にもとづき計算しております。予定利率については、今後変更されることがあります。

(4)給付額試算表の給付額に配当金は加算しておりません。

①毎年の配当金はそれぞれの支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。

②決算実績によっては配当金をお支払いできない年度もあります。

③毎年の決算(5月末)により、配当金が生じた場合には積立金の増減により充当されます。

④年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。

⑤早期に脱退されますと元本割れする場合がありますので、ご注意ください。(赤字)

(注)保証期間付終身年金の年金額は、男性の場合であり、女性の場合は若干低くなります。

ご加入になれる方

- 東海地区しんきん経営者協議会所属の会員事業所の役員および個人事業主で、加入時年齢が満20歳以上、満70歳未満の健康で正常に就業している方。

掛金の払込方法

- 初回は各ご加入日の前月28日、以降毎月28日(休業日のときは翌営業日)に、翌月分掛金をご指定の信用金庫口座から振り替えます。
- 掛金負担者は加入者本人です。個人事業主の場合は、加入者本人の口座より自動振替でお支払いいただきます。法人事業所の場合は、掛金は事業所口座より自動振替でお支払いいただき、掛金相当額を役員給与で経理処理していただきます(会社の資産計上とはなりません)。※損金算入できない場合もあります。3ヵ月連続して口座振替が不能の場合は自動脱退となります。

掛金と払込みの満了

- 年齢にかかわらず1口10,000円で、お一人最高10口100,000円までご加入になれます。
- ・掛金には1口につき155円の制度運営事務費が含ま

〈ご意向確認のお願い〉

抛成型企業年金保険は、自助努力による老後生活資金の準備を主な目的とする保険商品です。ご加入にあたっては、「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」ならびに本パンフレットをご覧ください。制度内容、積立金(給付額試算表の内容)、掛金などがお客さまのご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。また、このパンフレットは、お申込みいただきました後も、大切に保管してください。

〈個人情報に関するお知らせ〉

当該保険の運営にあたっては、東海地区しんきん経営者協議会(以下、協議会)はご加入者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日など){以下、個人情報}を取り扱い、協議会が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社)を含みます。以下同じ)へ提供します。協議会は、当該保険の運営において入手する個人情報を本保険の事務手続のために使用します。生命保険会社は受領した個人情報を、各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、一時金・年金等のお支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、および業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また、協議会および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後個人情報に変更などが発生した際にも、引き続き協議会および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。記載の引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報には変更後の引受保険会社に提供されます。

この制度についてのお問い合わせは

東海地区しんきん経営者協議会事務局

〒460-0006 名古屋市中区葵1丁目27番3号 染木第2ビル301号
TEL 0120-055052(フリーダイヤル)

●しんきん経営者協議会

信用金庫の主要取引先である地元企業の発展に協力するために結成された種々の有用な情報の提供・福利厚生事業の実施などを行います。

■(引受保険会社および引受割合)

【事務幹事会社】富国生命保険相互会社(30.2%)

日本生命保険相互会社(24.5%) 明治安田生命保険相互会社(20.2%) 第一生命保険株式会社(13.1%)

住友生命保険相互会社(8.5%) 太陽生命保険株式会社(3.5%)

※引受割合は令和4年10月1日現在の割合となっております。

●「制度の運営」

この制度は、東海地区しんきん経営者協議会が上記引受保険会社と締結した「抛成型企業年金保険契約」にもとづき運営いたします。上記の引受保険会社は各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。なお、各引受保険会社の配当実績などにより、給付金支払の引受割合が上記引受割合と異なる場合があります。

特に重要なお知らせ(ご契約の概要)

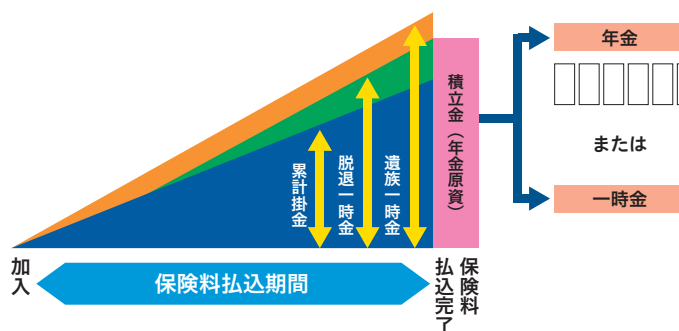
この「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」は、この制度の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お申込みの際には、必ず具体的な制度内容が表示されている「加入勧奨用資料(パンフレット)」および「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をあわせてご参照いただき、制度内容、積立金(給付額試算表の内容)、保険料などがお客さまのご意向に沿った内容となっているか、ご確認ください。

1. 商品名称

拠出型企業年金保険

2. 商品の特徴

東海地区しんきん経営者協議会(以下、協議会と記載)所属の会員事業所の役員および個人事業主の方が、自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、協議会を契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に保険料を払い込み、保険料払込完了後は、保険料払込完了時点の積立金を原資とした年金を受け取ることができます。(年金にかえて一時金として受け取ることもできます。)また、拠出型企業年金保険遺族年金特約により、保険料払込期間中に死亡した場合には、死亡時の積立金に遺族年金特約保険金が加算され、遺族一時金が支払われます。



3. 積立金について

- お申込みいただいた保険料は、事務手数料や遺族年金特約保険料を差し引いて積み立てられ、所定の予定利率により運用されます。予定利率については将来変更される場合があります。
- 将来の受取予想額につきましては加入勧奨用資料(パンフレット)に記載の給付額試算表にてご確認ください。(将来の受取額をお約束するものではありませんのでご注意ください。)
- 加入期間によっては、積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額が払込保険料の合計額を下回る場合があります。

4. 加入資格、保険料、保険期間などについて

- 加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、保険料払込完了年齢、年金受取開始時期、年金受取期間などにつきましては加入勧奨用資料(パンフレット)の該当箇所をご確認ください。
- 退会などにより協議会の会員でなくなった場合はすみやかに脱退していただきます。

5. 年金や一時金が主に支払われる場合について

年金や一時金が主に支払われる場合は以下のとおりです。

- 基本年金、中途脱退年金・一時金
保険料払込完了年齢を迎えた時に、積立金を原資とした年金をお支払いします。保険料払込完了年齢前に脱退される場合は、条件により中途脱退年金をお支払いします。
一時金を希望される場合は、将来の年金のお支払いにかえて一時金をお支払いします。また、積立金(年金原資)から計算した年金額が月額1万円以下となる場合にも一時金でお支払いします(税制適格制度の場合を除く)。
- 遺族一時金
加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約保険金を加算して、一時金にて遺族の方にお支払いします。

6. 配当金について

- 毎年の配当金は、それぞれの支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。
- 保険料払込期間中の配当金は積立金の増殖のために充当し、年金受給権取得後の配当金は年金の増額のために充当します。
- 年度途中で脱退された場合はその年の配当金は支払われません。

7. 引受保険会社について

この保険契約は、富国生命保険相互会社を事務幹事会社とする生命保険契約です。共同取扱契約の場合には、引受保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います(給付に際しての負担割合は相違する場合があります)。なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。引受保険会社および引受割合は加入勧奨用資料(パンフレット)の該当箇所をご確認ください。

(事務幹事会社): 富国生命保険相互会社 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2

加入される皆さまへ

特に重要なお知らせ(注意喚起情報)

この「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しております。ご加入の前に「加入勧奨用資料(パンフレット)」および「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」とともに必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

また、支払事由の詳細やご契約の内容に関する事項その他の詳細につきましては、加入勧奨用資料(パンフレット)の該当箇所を必ずご参照ください。

1. ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険については、東海地区しんきん経営者協議会(以下、協議会と記載)を契約者とする企業保険契約であることから、被保険者となられる方のご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用はございません。ご加入に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

2. ご加入の責任開始期について

- ご提出いただいた加入申込書にもとづき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を開始します。
- 生命保険会社職員・募集代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 加入資格について

申込日現在、健康で正常に就業している協議会所属の会員事業所の役員および個人事業主の方がご加入いただけます。また、退会などにより加入資格を失われた場合は、この保険からの脱退手続が必要です。加入資格の詳細につきましては、加入勧奨用資料(パンフレット)の該当箇所をご確認ください。

4. 年金や一時金のご請求について

- 年金や一時金のご請求の方法は、『しんきん経営者年金制度ご加入のしおり』をご覧ください。お客さまからのご請求に応じて、年金や一時金をお支払いする必要がありますので、年金や一時金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに問い合わせ先にご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、年金や一時金をお支払いできない場合につきましては、加入勧奨用資料(パンフレット)およびこの「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」の該当箇所にてご確認ください。
- 年金や一時金の支払事由が生じた場合、団体ごとの制度内容によっては、他の年金や保険金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、すみやかに問い合わせ先にご連絡ください。

5. 年金や一時金の支払制限について

- 次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。
- 遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、その受取人にはお支払いせず、他の相続人に遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、他の相続人に未支払の年金原資をお支払いします。
 - 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取消しとなることがあり、既に払い込まれた保険料は払い戻ししません。
 - 受取人や継続受取人が年金や一時金の請求について詐欺を行ったとき(末遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
 - 保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
 - 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約への加入・増口(保険料の増額)の際に告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったまたは事実でないことを告げた場合は、遺族年金特約保険金の加算がないことがあります。
 - 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金や一時金を不法に取得する目的または他人に年金や一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部または一部は無効となり、既に払い込まれた保険料は払い戻ししません。

6. 保険料の払込みにについて

ご加入者から保険料の払込みのないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消または脱退していただくことがあります。

7. ご契約の継続について

この保険については、制度全体のご加入者数が10名未満となった場合、加入継続できなくなる場合があります。

8. 脱退時の一時金額について

この保険の保険料は、お払込みいただいた保険料をそのまま積み立てるのではなく、一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、加入期間によっては、積立金や脱退時の一時金額がお払込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

9. 予定利率などの変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および関係法令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで予定利率などを変更することがあります。

10. 業務または財産の状況の変化による保険金額、年金額、給付金額などの削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

11. 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも保険金額や年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合わせください。
[生命保険契約者保護機構] Tel: 03-3286-2820
(月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時)
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

12. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

13. 個人情報の取扱いについて

この保険の運営にあたっては、お客さまの個人情報をお取り扱いいたします。ご加入の際には、個人情報の取扱いの詳細について、加入勧奨用資料(パンフレット)の該当箇所を必ずご確認ください、同意のうえお申込みください。

14. ご照会・苦情について

- この保険に関する手続きや契約に関するご照会および当紙面に関するご照会などについては
富国生命保険相互会社 名古屋支社 TEL 052-386-6186
(受付時間 平日9:00～17:00 * 12月30日から1月3日を除く)
までお問合わせください。

しんきん経営者協議会 ご入会のおすすめ

しんきん経営者協議会とは

本会は信用金庫の主要取引先であります地元中小企業の発展に協力するため会員となられた中小企業経営者および個人事業主の方々に対して、有益な「金融・経済に関する講演会の開催」「情報誌の提供」「会員の方々のための福利厚生事業」などを行っております。また、会員の方々の特典として経営者年金制度も取り扱っています。



● ご入会資格

本会にご入会いただけますのは、信用金庫の会員となっている法人および個人事業主の方です。ご入会をご希望の方は以下の申込書をお送りください。



「経営者年金」は、お取引先信用金庫を含む東海地区の信用金庫が設立した「東海地区しんきん経営者協議会」が取り扱う団体年金保険(拠出型企業年金)です。当年金保険商品のご説明は、加入希望者様からのお問合せなどにより、当協議会(又は取扱保険会社)からご案内いたします。

〈個人情報に関するお知らせ〉

東海地区しんきん経営者協議会の運営にあたっては、ご入会者の事業所、代表者名、事業所所在地および取引金庫名などの個人情報(以下「個人情報」という)を取り扱い、各単位しんきん経営者協議会(以下「協議会」という)へ送付します。

協議会は、本会の運営において入手する個人情報を本会の目的達成のための事業(経済・金融等に関する情報交換、情報提供、会員のための福利厚生および親睦など)に使用します。

なお、今後個人情報に変更が発生した際にも、前記に準じ個人情報を取り扱います。

送付先 〒460-0006 名古屋市中区葵1丁目27番3号 染木第2ビル301号室 東海地区しんきん経営者協議会

✂ きりとり

しんきん経営者協議会入会申込書

単位しんきん経営者協議会 御中

		申込日	令和	年	月	日	
事業所名	フリガナ					お取引信用金庫欄	信用金庫名
代表者名	フリガナ				代表者印		支店名
事業所所在地	フリガナ						
	郵便番号	市外局番		電話番号			
	県	市・郡					
本入会申込書に記載した個人情報の取扱いについて、申込時に「ご入会のおすすめ」を受領し、その記載内容を承知し、同意のうえ、入会を申し込みます。							同意確認印

※ご記入・押印のうえ、しんきん経営者年金制度加入申込書の封筒に同封してください。

経営者年金制度ご加入者向け 傷害保険制度

(交通事故傷害保険)

経営者年金制度へご加入の方が不慮の事故(「交通事故」「建物・乗物の火災」)によって被った傷害で、万一死亡された場合に交通事故傷害保険金が支払われます。

本制度は東海地区しんきん経営者協議会が共栄火災海上保険(株)との間で保険契約を締結しています。保険料は東海地区しんきん経営者協議会で負担いたしますのでご加入者のご負担はございません。

- 【引受保険会社】 共栄火災海上保険株式会社
【契約者】 東海地区しんきん経営者協議会
【被保険者】 東海地区しんきん経営者年金制度ご加入者
(注) 年金受給者および中途脱退者を除きます。
【保険金額】 死亡・後遺障害50万円
(令和4年6月1日からの保険金額となります)

保険金をお支払いする主な場合

日本国内・国外を問わず、交通事故または乗り物火災等、下記のような事故によりケガをされた場合・乗り物にはねられたときのケガ・乗り物に乗っているときのケガ【注】・ホームの階段で転んでケガをした・バスの火災でケガをした【注】急激かつ偶然な外来の事故によるケガがお支払いの対象です。

保険金をお支払いしない主な場合

故意または重大な過失、けんか、自殺、犯罪行為、無資格・酒気帯び・麻薬等使用中の自動車等の運転、脳疾患・疾病・心神喪失、外科的手術等の医療処置、地震・噴火・津波、戦争・内乱・暴動、職務としての交通乗用具への積込・荷下ろし・整理作業、グライダー・飛行船・超軽量動力機・ジャイロプレーンに搭乗中であることなど、これらに直接起因して発生した事故。

※ご都合により、傷害保険制度へのご加入を希望されない場合はお申し出ください。

この制度についてのお問い合わせは、東海地区しんきん経営者協議会事務局まで フリーダイヤル 0120-055052

共栄火災海上保険株式会社

中京支店 名古屋市中区丸の内 2-19-21 ☎ 052 (211) 1358 静岡支店 静岡市葵区両替町 2-6-5 ☎ 054 (253) 5145

東海地区しんきん経営者協議会 0120-055052 (フリーダイヤル)

やまおり

名古屋市中区葵1丁目27番3号 染木第2ビル 301号

東海地区しんきん経営者協議会事務局 行



氏名	
住所	〒

(切手不要)

差出有効期限
令和5年11月
30日まで

名古屋中局
承 認
704

料金受取人私郵便

4608790

334

やまおり

東海地区しんきん経営者協議会 御中

太枠内にご記入
ください。

※ゴム印でなく
手書きでご記入
ください。

1.募集時の説明資料（ご契約の概要・注意喚起情報・経営者年金（拠出型企業年金保険）のパンプレット）を受領し、制度内諸事等重要な事項を承諾のうえ、申込内容がご自身の意向に沿ったものであることを確認し、保険契約者（団体）を締結して経営者年金（拠出型企業年金保険）への加入を申し込みます。また、個人情報等の取扱いについて「経営者年金（拠出型企業年金保険）のパンプレット」により、その記載のうえを承諾し、同意のうえ、加入を申し込みます。

なお、現在加入資格を有し、正常に勤務しています。

2.本制度の掛金は口座振替の掛金引込みますので下記の金融機関を指定してご振替します。

※制度内容を必ずご確認ください。

※この申込書は、新規に加入される事業所専用です。
すでに加入されている場合には、当協議会から毎年
1月頃にお送りする経営者年金制度追加・増口申込
書をご使用下さい。

契 約 番 号

8	5	3	4	1	3	4	0
---	---	---	---	---	---	---	---

会 員 事 業 所 欄	申 込 日	令 和	年	月	日	※この申込書は、新規に加入される事業が専用です。 すでに加入されている場合には、当協議会から毎月1月頃にお送りする経営者年金制度追加・増口中の書をご使用下さい。											
	加 入 日	第1回申込受付日 ●令和5年1月13日～2月25日まで！ (令和5年6月1日加入日) 第2回申込受付日 ●令和5年4月1日～5月15日まで！ (令和5年9月1日加入日) 第3回申込受付日 ●令和5年7月1日～8月15日まで！ (令和5年12月1日加入日) 第4回申込受付日 ●令和5年10月1日～11月15日まで！ (令和6年3月1日加入日)								契 約 番 号		8 5 3 4 1 3 4 0					
	事業所名	フリガナ										事業所印					
	事業所区分 (○で囲んでください)	1. 法人		役員の方がご加入になれます。													
	2. 個人事業主		個人事業主の方がご加入になれます。														
代 表 者	フリガナ																
事 業 所 所 在 地	郵便番号	フリガナ															
	□□□□□□□□ 県 市 郡																
	フリガナ										電 話 番 号						
	号 室 様 方										— —						
経 営 者 年 金 加 入 者 欄	加入区分	加入者番号	補助	加 入 者 氏 名				性別	生 年 月 日				加入口数				
	新規2040	1	0	フリガナ				個人同意印 	1 男 3 女	3 昭和 4 平成	年	月	日	□			
	新規2040	2	0	フリガナ				個人同意印 	1 男 3 女	3 昭和 4 平成	年	月	日	□			
	新規2040	3	0	フリガナ				個人同意印 	1 男 3 女	3 昭和 4 平成	年	月	日	□			

会員であることを
確認しました。

事業所口座
をご記入く
ださい。

(個人事業主)
の方は個人
口座でも可。

住所C・補助住所

--	--	--	--	--	--	--	--	--

[illegible]

しんきん経営者年金預金口座振替依頼書

信用金庫										御中		新規加入事業所用				口座届出印 印		令和 年 月 日			
預金振替口座欄	フリガナ												金融機関使用欄 不備返却事由 1. 印鑑相違 2. 預金取引なし 3. 記載事項等相違 店名、預金種目 口座番号、口座名義 4. その他()								
	信用金庫				店				電話番号		— —		検印 印鑑照合								
									預金種目		1. 普通（総合） 2. 当座										
信用金庫コード		1	5			本・支店コード					口座番号										

東海地区しんきん経営者協議会へ支払う経営者年金制度掛金について、次の条項を了承のうえ、預金口座振替によって支払うことを依頼します。

1. 私が支払うべき掛金について貴金庫に請求書などが送付されたときは、私に通知することなく、請求書などに記載された金額を預金口座から振替えのうえ、お支払いください。
なお、振替日が変更された場合には、請求書などは記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
2. 預金の振替えにあつては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
3. 預金口座の残高が振替日において請求書などの金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書などを返却されてもさしつかえありません。
4. この契約は、貴金庫が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。
5. この預金口座振替についてかりに紛論が生じても、貴金庫の責によるものを除き、貴金庫にはご迷惑をかせません。
- 振替開始** 加入日の前月 28 日（休業日のときは翌営業日）

振替開始 加入日の前月 28 日（休業日のときは翌営業日）

振替日 毎月28日（休業日のときは翌営業日）

「しんきん経営者年金制度加入申込書」記入方法

しんきん経営者年金制度加入申込書

新規加入事業所用

HGDM1

東海地区しんきん経営者協議会 御中

太枠内にご記入ください。

※ゴム印でなく手書きで記入ください。

1.募集時の説明資料（ご契約の概要・注意喚起情報・経営者年金（振出型企業年金保険）のパンフレット）を受領し、制度内容等重要な事項を承諾のうえ、申込内容が自らの意向に沿ったものであることを確認し、保険契約者（団体）を経由して経営者年金（振出型企業年金保険）への加入を申し込みます。また、個人情報取扱の取扱いについても「経営者年金（振出型企業年金保険）のパンフレット」により、その記載内容を承認し、同意のうえ、加入を申し込みます。

2.本制度の掛金を口座振替により払い込みますので下記の金融機関を指定して依頼します。

※制度内容を必ずご確認ください。

※この申込書は、新規に加入される事業所専用です。すでに加入されている場合には、当協議会から毎年1月頃にお送りする経営者年金制度追加・増口申込書をご使用下さい。

契約番号

8 5 3 4 1 3 4 0

ご記入方法

- ①申込日を記入してください。
- ②事業所名・代表者名（漢字・フリガナ）を記入し、事業所印を押印してください。また、事業所の区分を○で囲んでください。
- ③事業所所在地（漢字・フリガナ）、電話番号を記入してください。
- ④加入者氏名（漢字・フリガナ）を記入してください。個人同意印（加入者印）を押印してください。性別、生年月日、加入口数を記入してください。
- ⑤口座名義人（漢字・フリガナ）、信用金庫名、信用金庫コード、本・支店名、本・支店コード、電話番号を記入のうえ預金種目を○で囲み、口座番号を記入してください。また、口座届出印を押印してください。

① 申込日	令和 ○ ○ 年 ○ 月 ○ 日	
加入日	第1回申込受付日 ●令和5年1月13日～2月25日まで！ (令和5年6月1日加入日) 第2回申込受付日 ●令和5年4月1日～5月15日まで！ (令和5年9月1日加入日) 第3回申込受付日 ●令和5年7月1日～8月15日まで！ (令和5年12月1日加入日) 第4回申込受付日 ●令和5年10月1日～11月15日まで！ (令和6年3月1日加入日)	
事業所名	フリガナ (カ)フコクショウジ 株式会社 富国商事	
事業所区分	①法人 役員の方がご加入になれます。 ②個人事業主 個人事業主の方がご加入になれます。	
代表者	フリガナ フコク タロウ 富国 太郎	
事業所所在地	郵便番号 フリガナ アイチ ナゴヤ ナカク 4 6 0 0 0 0 6 愛知 名古屋市 中区 フリガナ アオイ 電話番号 葵 ○ - ○ - ○ 号室 052 - 000 - 0000 様方	
加入区分	加入者番号 補助	
④ 経営者年金加入者欄	加入者氏名 性別 生年月日 加入口数	
新規2040	1 0	フリガナ フコク タロウ 富国 太郎 個人同意印 (富国) ①男 3昭和 3女 4平成 40 2 3 5
新規2040	2 0	フリガナ フコク ハナコ 富国 花子 個人同意印 (富国) ①男 3昭和 3女 4平成 45 1 1 20 3
新規2040	3 0	フリガナ 個人同意印 (印) ①男 3昭和 3女 4平成

協議会使用欄

印

会員であることを確認しました。

事業所口座をご記入ください。

(個人事業主の方は個人口座でも可。)

住所C・補助住所

しんきん経営者年金預金口座振替依頼書

信用金庫 御中	新規加入事業所用	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
フリガナ (カ)フコクショウジ (ダ)フコクタロウ 株式会社 富国商事 代表取締役 富国太郎	口座届出印	金融機関使用欄
電話番号 052 - 000 - 0000	不備返却事由	1. 印鑑相違 2. 預金取引なし 3. 記載事項等相違 店名、預金種目 口座番号、口座名義 4. その他()
信用金庫 信用金庫 店	預金種目 ① 普通 (総合) 2. 当座	検印 印鑑照合
信用金庫コード 1 5 * * 本・支店コード * * *	口座番号 1 2 3 4 5 6 7	

東海地区しんきん経営者協議会へ支払う経営者年金制度掛金について、次の条項を了承のうえ、預金口座振替によって支払うことを依頼します。

- 私が支払うべき掛金について貴金庫に請求書などが送付されたときは、私に通知することなく、請求書などに記載された金額を預金口座から振替のうえ、お支払いください。
- なお、振替日が変更された場合には、請求書などに記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 預金の振替えにあたっては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
- この振替は、貴金庫が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。
- この預金口座振替についてさらに紛論が生じても、貴金庫の責によるものを除き、貴金庫にはご迷惑をかけません。

振替開始 加入日の前月 28 日 (休業日のときは翌営業日)

振替日 毎月 28 日 (休業日のときは翌営業日)

〈その他の留意事項〉

- 経営者年金の加入資格について
満20歳以上満70歳未満の健康で正常に就業している方で事業所が法人の場合は役員のみ、個人事業所の場合は代表者のみ（専従者は加入不可。）の加入に限ります。

- 掛金の負担者について
掛金負担者は加入者本人です。個人事業主の場合は、加入者本人の口座より自動振替でお支払いいただきます。法人事業所の役員の場合は、掛金は事業所口座より自動振替でお支払いいただき、掛金相当額を役員給与で経理処理していただきます（会社の資産計上とはなりません）。※損金算入できない場合もあります。3ヵ月連続して口座振替が不能の場合は自動脱退となります。

のりしろ

経営者・個人事業主の皆さまへ

経営者年金

拠出型企業年金保険（個人年金保険料税制適格型）

「セカンドライフ」をより豊かに！年金があなたの生活を支えます

「経営者年金」は、中小企業の経営者および個人事業主の公的年金を補うことを目的としたしんきん経営者協議会会員のための私的年金制度です。

特長その①

掛金は
月々1万円
から！



特長その②

選べる！
自分に合う
年金受取方法！



特長その③

もしもの時も
安心！

掛金払込期間中に万一亡くなられた場合は、ご遺族の方が「遺族一時金」を受け取ることができます。

経営者年金制度の内容をスマートフォンでご覧いただけます！



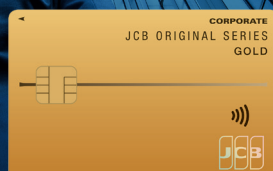
※詳しい制度内容については、本冊子9ページの「経営者年金制度の内容」、10ページの「特に重要なお知らせ（ご契約の概要）」、11ページの「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」を必ずご確認ください。

詳しい制度・内容に関するお問合わせは…

東海地区しんきん経営者協議会 〒460-0006 名古屋市中区葵1丁目27番3号 染木第2ビル301号室 ☎ 0120-055052

出張旅費から事務用品の購入まで、
経費の動きが一目瞭然。
あなたのビジネスをバックアップします。

中部しんきん法人カード



株式会社 中部しんきんカード

VISA 0570-020080 〈ナビダイヤル・有料〉

JCB 0570-003350 〈ナビダイヤル・有料〉

[受付時間] 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始休)



<https://www.chubu-shinkinincard.com>



© 2022 SANRIO CO., LTD. APPROVAL No. L634213

富国生命保険相互会社 名古屋支社
〒460-0006 名古屋市中区葵 1-20-22
☎ 052-386-6186 ②広 - しんきん - 0087 (2022.12.1)

Road to
100th
すてきな未来応援します
フコク生命